【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（犯則事件の範囲）

**第四十五条**　法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一　法第百九十七条の罪

二　法第百九十七条の二第一号から第十号まで又は第十三号の罪

三　法第百九十八条の三の罪

四　法第二百条第一号から第十二号まで、第十四号、第十五号、第二十号又は第二十一号の罪

五　法第二百一条第二号の罪（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

六　法第二百五条第一号から第四号まで、第十一号、第十二号、第十四号又は第十八号から第二十号までの罪

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（犯則事件の範囲）

**第四十五条**　法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一　法第百九十七条の罪

二　法第百九十七条の二第一号から第十号まで又は第十三号の罪

三　法第百九十八条の三の罪

四　法第二百条第一号から第十二号まで、第十四号、第十五号、第二十号又は第二十一号の罪

五　法第二百一条第二号の罪（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

六　法第二百五条第一号から第四号まで、第十一号、第十二号、第十四号又は第十八号から第二十号までの罪

（七　削除）

（改正前）

（犯則事件の範囲）

**第四十五条**　法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一　法第百九十七条の罪

二　法第百九十七条の二第一号から第十号まで又は第十三号の罪

三　法第百九十八条の三の罪

四　法第二百条第一号から第十二号まで、第十四号、第十五号、第二十一号又は第二十二号の罪

五　法第二百条の三第二号の罪（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

六　法第二百五条第一号から第四号まで、第九号又は第十四号から第十六号までの罪

七　法第二百五条の二第四号の罪

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】

（改正後）

（犯則事件の範囲）

**第四十五条**　法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一　法第百九十七条　の罪

二　法第百九十七条の二第一号から第十号まで又は第十三号の罪

三　法第百九十八条の三の罪

四　法第二百条第一号から第十二号まで、第十四号、第十五号、第二十一号又は第二十二号の罪

五　法第二百条の三第二号の罪（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

六　法第二百五条第一号から第四号まで、第九号又は第十四号から第十六号までの罪

七　法第二百五条の二第四号の罪

（改正前）

（犯則事件の範囲）

**第四十五条**　法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一　法第百九十七条（第一項第五号及び第六号を除く。）の罪

二　法第百九十八条第一号から第十号まで又は第十八号の罪

三　法第百九十八条の三の罪

四　法第二百条第一号から第十二号まで、第十四号、第十五号、第二十一号又は第二十二号の罪

五　法第二百条の三第二号の罪（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

六　法第二百五条第一号から第四号まで、第九号又は第十四号から第十六号までの罪

七　法第二百五条の二第四号の罪

【平成18年4月19日 政令第174号】

（改正後）

（犯則事件の範囲）

**第四十五条**　法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一　法第百九十七条（第一項第五号及び第六号を除く。）の罪

二　法第百九十八条第一号から第十号まで又は第十八号の罪

三　法第百九十八条の三の罪

四　法第二百条第一号から第十二号まで、第十四号、第十五号、第二十一号又は第二十二号の罪

五　法第二百条の三第二号の罪（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

六　法第二百五条第一号から第四号まで、第九号又は第十四号から第十六号までの罪

七　法第二百五条の二第四号の罪

（改正前）

（犯則事件の範囲）

**第四十五条**　法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一　法第百九十七条（第一項第五号及び第六号を除く。）の罪

二　法第百九十八条第一号から第十号まで又は第十九号の罪

三　法第百九十八条の三の罪

四　法第二百条第一号から第十二号まで、第十四号、第十五号、第二十一号又は第二十二号の罪

五　法第二百条の三第二号の罪（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

六　法第二百五条第一号から第四号まで、第九号又は第十四号から第十六号までの罪

七　法第二百五条の二第四号の罪

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（犯則事件の範囲）

**第四十五条**　法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一　法第百九十七条（第一項第五号及び第六号を除く。）の罪

二　法第百九十八条第一号から第十号まで又は第十九号の罪

三　法第百九十八条の三の罪

四　法第二百条第一号から第十二号まで、第十四号、第十五号、第二十一号又は第二十二号の罪

五　法第二百条の三第二号の罪（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

六　法第二百五条第一号から第四号まで、第九号又は第十四号から第十六号までの罪

七　法第二百五条の二第四号の罪

（改正前）

（犯則事件の範囲）

**第四十五条**　法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一　法第百九十七条（第一項第五号及び第六号を除く。）の罪

二　法第百九十八条第一号から第十号まで又は第十九号の罪

三　法第百九十八条の三の罪

四　法第二百条第一号から第十四号まで、第十七号又は第十八号の罪

五　法第二百条の三第二号の罪（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

六　法第二百五条第一号から第四号まで、第八号又は第十一号から第十三号までの罪

七　法第二百五条の二第四号の罪

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】

（改正後）

（犯則事件の範囲）

**第四十五条**　法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一　法第百九十七条（第一項第五号及び第六号を除く。）の罪

二　法第百九十八条第一号から第十号まで又は第十九号の罪

三　法第百九十八条の三の罪

四　法第二百条第一号から第十四号まで、第十七号又は第十八号の罪

五　法第二百条の三第二号の罪（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

六　法第二百五条第一号から第四号まで、第八号又は第十一号から第十三号までの罪

七　法第二百五条の二第四号の罪

（改正前）

（犯則事件の範囲）

**第四十五条**　法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一　法第百九十七条（第一項第五号及び第六号を除く。）の罪

二　法第百九十八条第一号から第十号まで又は第十八号の罪

三　法第百九十八条の三の罪

四　法第二百条第一号から第十四号まで、第十七号又は第十八号の罪

五　法第二百条の三第二号の罪（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

六　法第二百五条第一号から第四号まで、第八号又は第十一号から第十三号までの罪

七　法第二百五条の二第四号の罪

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】

（改正後）

（犯則事件の範囲）

**第四十五条**　法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一　法第百九十七条（第一項第五号及び第六号を除く。）の罪

二　法第百九十八条第一号から第十号まで又は第十八号の罪

三　法第百九十八条の三の罪

四　法第二百条第一号から第十四号まで、第十七号又は第十八号の罪

五　法第二百条の三第二号の罪（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

六　法第二百五条第一号から第四号まで、第八号又は第十一号から第十三号までの罪

七　法第二百五条の二第四号の罪

（改正前）

（犯則事件の範囲）

**第四十五条**　法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一　法第百九十七条の罪

二　法第百九十八条第一号から第十号まで又は第十五号の罪

三　法第百九十八条の三の罪

四　法第二百条第一号から第十四号まで、第十六号又は第十七号の罪

五　法第二百条の三第二号の罪（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

六　法第二百五条第一号から第四号まで、第八号又は第十一号から第十三号までの罪

七　法第二百五条の二第四号の罪

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第244号】 （改正なし）

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（犯則事件の範囲）

**第四十五条**　法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一　法第百九十七条の罪

二　法第百九十八条第一号から第十号まで又は第十五号の罪

三　法第百九十八条の三の罪

（四　削除）

四　法第二百条第一号から第十四号まで、第十六号又は第十七号の罪

五　法第二百条の三第二号の罪（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

（六　削除）

六　法第二百五条第一号から第四号まで、第八号又は第十一号から第十三号までの罪

七　法第二百五条の二第四号の罪

（改正前）

（犯則事件の範囲）

**第四十五条**　法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一　法第百九十七条各号の罪

二　法第百九十八条第一号から第十号まで又は第十五号の罪

三　法第百九十八条の二の罪

四　法第百九十八条の三第一号の罪（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

五　法第二百条第二号から第十四号まで、第十六号又は第十七号の罪

（五　新設）

六　法第二百条の三第六号の罪（法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第四号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い又は同項第五号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

七　法第二百五条第一号から第四号まで、第七号又は第十一号から第十三号までの罪

八　法第二百五条の二第四号の罪

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】

（改正後）

（犯則事件の範囲）

**第四十五条**　法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一　法第百九十七条各号の罪

二　法第百九十八条第一号から第十号まで又は第十五号の罪

三　法第百九十八条の二の罪

四　法第百九十八条の三第一号の罪（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

五　法第二百条第二号から第十四号まで、第十六号又は第十七号の罪

六　法第二百条の三第六号の罪（法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第四号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い又は同項第五号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

七　法第二百五条第一号から第四号まで、第七号又は第十一号から第十三号までの罪

八　法第二百五条の二第四号の罪

（改正前）

（犯則事件の範囲）

**第三十八条**　法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一　法第百九十七条各号の罪

二　法第百九十八条第一号から第十号まで又は第十五号の罪

三　法第百九十八条の二の罪

四　法第百九十八条の三第一号の罪（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

五　法第二百条第二号から第十四号まで、第十六号又は第十七号の罪

六　法第二百条の三第六号の罪（法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第四号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い又は同項第五号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

七　法第二百五条第一号から第四号まで、第七号又は第十一号から第十三号までの罪

八　法第二百五条の二第四号の罪

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】

（改正後）

（犯則事件の範囲）

**第三十八条**　法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一　法第百九十七条各号の罪

二　法第百九十八条第一号から第十号まで又は第十五号の罪

三　法第百九十八条の二の罪

四　法第百九十八条の三第一号の罪（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

五　法第二百条第二号から第十四号まで、第十六号又は第十七号の罪

六　法第二百条の三第六号の罪（法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第四号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い又は同項第五号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

七　法第二百五条第一号から第四号まで、第七号又は第十一号から第十三号までの罪

八　法第二百五条の二第四号の罪

（改正前）

（犯則事件の範囲）

**第三十八条**　法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一　法第百九十七条第一号から第三号の二まで、第八号又は第九号の罪

二　法第百九十八条第一号から第七号の二までの罪

（三　新設）

三　法第百九十九条第一号の罪（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）又は同条第一号の六の罪

四　法第二百条第二号から第二号の十一まで、第三号の二から第三号の四まで、第六号又は第七号の罪

（六　新設）

五　法第二百五条第一号から第二号の三まで、第七号又は第十三号から第十四号の二までの罪

（八　新設）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】

（改正後）

（犯則事件の範囲）

**第三十八条**　法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一　法第百九十七条第一号から第三号の二まで、第八号又は第九号の罪

二　法第百九十八条第一号から第七号の二までの罪

三　法第百九十九条第一号の罪（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）又は同条第一号の六の罪

四　法第二百条第二号から第二号の十一まで、第三号の二から第三号の四まで、第六号又は第七号の罪

五　法第二百五条第一号から第二号の三まで、第七号又は第十三号から第十四号の二までの罪

（改正前）

（犯則事件の範囲）

**第三十八条**　法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一　法第百九十七条第一号から第三号まで、第八号又は第九号の罪

二　法第百九十八条第一号から第七号までの罪

三　法第百九十九条第一号の罪（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）又は同条第一号の六の罪

四　法第二百条第二号から第二号の十一まで、第三号の二から第三号の四まで、第六号又は第七号の罪

五　法第二百五条第一号から第二号の三まで、第七号又は第十三号から第十四号の二までの罪

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】

（改正後）

（犯則事件の範囲）

**第三十八条**　法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一　法第百九十七条第一号から第三号まで、第八号又は第九号の罪

二　法第百九十八条第一号から第七号までの罪

三　法第百九十九条第一号の罪（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）又は同条第一号の六の罪

四　法第二百条第二号から第二号の十一まで、第三号の二から第三号の四まで、第六号又は第七号の罪

五　法第二百五条第一号から第二号の三まで、第七号又は第十三号から第十四号の二までの罪

（改正前）

（犯則事件の範囲）

**第三十七条**　法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一　法第百九十七条第一号から第三号まで、第八号又は第九号の罪

二　法第百九十八条第一号から第七号までの罪

三　法第百九十九条第一号の罪（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）又は同条第一号の五の罪

四　法第二百条第二号から第二号の十一まで、第三号の二から第三号の四まで、第六号又は第七号の罪

五　法第二百五条第一号から第二号の三まで、第七号又は第十三号から第十四号の二までの罪

【平成4年6月26日 政令第228号】

（改正後）

（犯則事件の範囲）

**第三十七条**　法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一　法第百九十七条第一号から第三号まで、第八号又は第九号の罪

二　法第百九十八条第一号から第七号までの罪

三　法第百九十九条第一号の罪（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）又は同条第一号の五の罪

四　法第二百条第二号から第二号の十一まで、第三号の二から第三号の四まで、第六号又は第七号の罪

五　法第二百五条第一号から第二号の三まで、第七号又は第十三号から第十四号の二までの罪

（改正前）

（新設）